



2002年5月1日 第2002-44号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

「障害者雇用促進法」改正案が全会一致で可決・成立

4月24日に開かれた参議院本会議において、障害者雇用率算定方式の見直しなどを盛り込んだ、「障害者雇用促進法改正案」が全会一致で可決、成立しました。本会議前日(23日)に開催された参議院厚生労働委員会では、この改正案についての参考人意見聴取と総括質疑が行われ、附帯決議を付して全会一致で可決しました。総括質疑では、JAMの準組織内議員である、辻泰弘参議院議員が質問にたち、政府答弁を引き出しました。

附帯決議の内容は、新・障害者基本計画等の策定にあたっては、障害者雇用を重要な柱として位置づけ、可能な限り数値目標を掲げるなど、計画的な整備を図るよう努める。雇用率

制度の厳正な運用を図るため、企業名及び雇用率の公表を前提とした指導を強化する。特例子会社制度の運用にあたっては、親会社への障害者雇用責任者の配置を原則とし、親会社の責任を明確にする。除外率制度については、基本方針等の中で除外率縮小の日程などを明確にするなどとなっており、ほぼ連合の要求を満たす内容が盛り込まれました。改正案の概要は次の通りです。施行は公布の日(5/7予定)ですが、下記の1の は今年10月1日、1の は平成16年4月1日です。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

経済環境及び職場環境の変化、就職を希望する障害者の増加に対応し、障害者の職場の拡大を図るため、障害者雇用率の算定方式を見直すとともに、障害者に対する総合的支援の充実、精神障害者の雇用促進のための措置を講ずる。

1. 障害者雇用率算定方式の見直し
 - 企業グループによる雇用率の算定
障害者雇用のために設けられた特例子会社を保有する企業が、関係する子会社も含めて障害者雇用を進める場合に、企業グループでの雇用率算定を可能とする。
 - 除外率制度の見直し
雇用率算定上の雇用義務の軽減措置である除外職員（国及び地方公共団体）及び除外率（一般事業主）について、廃止に向けて段階的に縮小する。
2. 障害者に対する総合的支援策の充実
 - 障害者就業・生活支援センター（仮称）における支援事業の創設
身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関が連携して、障害者に対して日常生活上の相談と併せて就業面での相談等を一体的に行う支援事業を実施する。
 - 職場適応援助者（ジョブコーチ）事業の創設
職場定着のために支援を要する障害者に対して、その職場における就職前後の支援を行う「職場適応援助者」事業を創設する。
3. 精神障害者の雇用促進
精神障害者に係る定義規定を置くとともに、精神障害者の特性を踏まえた支援を行う職場適応援助者事業等を創設することにより、精神障害者の雇用促進を図る。